

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に
対する公費助成の現状維持及び継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

本制度における保育所・幼保連携型認定こども園の退職手当金掛金の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人とされているところであるが、令和7年4月の国の社会保障審議会福祉部会において、公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、さらに検討を加え、令和8年度までにあらためて結論を得ることとするとされたところである。

一方、国の「こども未来戦略」には、保育所等の職員配置基準の改善等が盛り込まれており、保育人材の確保は「こども・子育て支援加速化プラン」を推進する上で、大変重要な課題である。この退職手当共済制度が、「保育施策を支える制度の一つであること」と「保育人材を継続的に確保していくための重要な制度」であることは明確であり、公費助成の打ち切りや削減があった場合、施設経営者において、共済掛金負担の財源を確保できず、ひいては職員への退職手当金の支給ができなくなることになりかねない。そのことにより、これまで進められてきた職員に対する処遇改善の後退を招き、今以上に人材確保が困難となり、こども政策の推進にも大きな支障をもたらすことになる。

よって、本県議会は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における、保育所等に対する公費助成の現状維持及び継続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月1日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策・少子化対策)
衆議院議長
参議院議長